

令和4年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

審査要領

I 採択案件の決定方法

申請された企画提案書について、学識経験者等で構成される次代の文化を創造する新進芸術家育成事業協力者会議（以下「選定委員会」という。）において分野毎に審査を行い、各評価項目の得点合計が高い者から採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会において書類選考を実施する。但し、必要に応じて企画提案者に対する面接選考（プレゼンテーション）の実施及び提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の委員ごとに合計点を算出し、これを平均したものを該当提案者の得点とする。

1. 評価項目

【新進芸術家や技術者等芸術活動を支える人材の育成事業】

1. 事業計画について

- ① 我が国的新進芸術家等の育成に資する観点から、趣旨・目的・育成対象等が明確に記載されている。
- ② 事業の内容が、応募分野における課題や求められている人材育成に対するニーズを踏まえたもので今後の発展に大きく貢献するものである。また、その説明が企画提案書において十分に記載されている。
- ③ 事業推進の方法及び内容、目標設定等が具体性・適正性・効率性において、優れたものである。
- ④ 育成対象者へのフォローアップ（育成対象者が継続的な芸術活動を行っているか等の事後評価）を行っている。
- ⑤ 育成対象者が一部地域や加盟者、加盟団体等に限定されておらず、その効果は分野全体や全国に及ぶものである。
- ⑥ 経費予定額の積算内容が適切である。

2. 提案団体・大学等の実施体制について

- ⑦ 芸術団体・統括団体・芸術系大学等の実績に照らして課題解決に資する方策が実現可能な企画内容である。
- ⑧ 当該分野の発展に貢献する事業を展開するなど公共性が認められる。
- ⑨ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有している。
- ⑩ 事業運営及び経理等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有している。

【年鑑、調査研究等】

1. 事業計画について

- ① 応募分野の振興・発展に資する観点から、趣旨・目的等が明確に記載されている。
- ② 年鑑・調査研究等の報告書に掲載する内容が、応募分野における課題やニーズを踏まえ、有効なものである。
- ③ 年鑑、調査研究の成果物の活用方法及び活用による効果が明確に記載され、またその内容が適正である。
- ④ 事業推進の方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において、優れたものである。
- ⑤ 事業が応募分野の今後の発展に大きく貢献するものである。また、その説明が企画提案書において十分に記載されている。
- ⑥ 経費予定額の積算内容が適切である。

2. 提案団体・大学等の実施体制について

- ⑦ 芸術団体・統括団体・芸術系大学等の実績に照らして課題解決に資する方策が実現可能な企画内容である。
- ⑧ 当該分野の発展に貢献する事業を展開するなど公共性が認められる。
- ⑨ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有している。
- ⑩ 事業運営及び経理等の業務管理を適切に遂行できる組織体制を有している。

2. 加点項目

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活躍に関する取組方針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

IV 評価基準

1. 「1. 事業計画について」及び「2. 提案団体・大学等の実施体制について」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

[評価基準]

大変優れている=10点 優れている=8点 普通=6点
やや劣っている=4点 劣っている=2点

2. 加点項目に係る評価基準

「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内

閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相
当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基
づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 2 点
- ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 3 点
- ・認定段階 3 = 4 点
- ・プラチナえるぼし認定 = 5 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義
務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限
る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
= 1 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・
プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29
年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第
3 項の規定による経過措置により認定）= 2 点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2
9 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）=
2. 5 点
- ・プラチナくるみん認定 = 3 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 3 点

○上記に該当する認定等を有しない= 0 点

V. 選定委員の遵守事項

ア 審査の公正、公平性の確保

選定委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きがけがあった場合は必ず
事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、選定委員と競争参加
者の間に利害関係が生じている場合は、原則として、以下の通り取り扱うもの
とする。

イ 利害関係者の範囲

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で選定委員自身が参画する
内容の記載があった場合

- ② 選定委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄付を受けている場合
- ④ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を選定委員自身が受けている場合
- ⑤ 選定委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 選定委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

ウ 利害関係者に対する審査

選定委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 選定委員と競争参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合
選定委員は、その利害関係を有している競争参加者の審査から外れなければならない。

② それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していないとも、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その競争参加者の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、選定委員会において行う。

選定委員会は、申し出のあった選定委員以外の委員の中から委員長を決め、当該選定委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、選定委員会はその判断を拒否することもできる。この場合、当該選定委員はその競争参加者の審査からは必ず外れなければならない。また、当該選定委員自らがその競争参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該競争参加者の審査から必ず外れなければならない。

(競争参加者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係

- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

③ 選定委員の再選定

選定委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する選定委員を選定し直さなければならない。

エ 秘密保持

選定委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、選定委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。